

石狩市高齢者保健福祉計画

(平成30年度～平成35年度)

第7期介護保険事業計画

(平成30年度～平成32年度)

平成30年度(中間)進捗状況の確認

目次

高齢者保健福祉計画の施策の体系.....	1～2 P
高齢者保健福祉計画の進捗状況の確認.....	3～14 P
1. 介護予防の推進.....	3 P
2. 総合事業の推進.....	4 P
3. 生活支援体制整備事業の推進.....	5 P
4. 認知症高齢者への対策.....	6 P
5. 権利擁護の推進.....	7 P
6. 在宅医療と介護連携の推進.....	8 P
7. 地域包括支援センターの機能拡充.....	9 P
8. 生活支援サービスの充実.....	10 P
9. 生きがいづくり・社会参加の促進援.....	11 P
10. 介護サービスの充実.....	12 P
11. 多様な福祉人材の確保、育成.....	13 P
12. 住み続けるための暮らしの環境整備.....	14 P
被保険者数、要支援・要介護認定者数の確認.....	15 P
計画の推進を図るために.....	16 P
保険者機能強化推進交付金に係る評価指標（施策順）.....	別紙

平成31年3月

石狩市保健福祉部高齢者支援課

高齢者保健福祉計画の施策の体系

注：下記の【主要施策】に●がついているものは、介護保険法第117条第2項第3号の施策（被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策）に関する事項。

【基本理念】

住み慣れたいしかりで健康で生き活きと
安心して暮らせるまちづくり

【主要施策】

- 1. 介護予防の推進
- 2. 総合事業の推進
- 3. 生活支援体制整備事業の推進
- 4. 認知症高齢者への対策
5. 権利擁護の推進
- 6. 在宅医療と介護連携の推進
- 7. 地域包括支援センターの機能拡充
8. 生活支援サービスの充実
- 9. 生きがいづくり・社会参加の促進
- 10. 介護サービスの充実
11. 多様な福祉人材の確保、育成
12. 住み続けるための暮らしの環境整備

【具体的な施策】

- ① 介護予防に関する啓発情報提供の推進
- ② 介護予防に資する集いの充実
- ③ 介護予防サポーターの養成
- ④ 介護予防に関する情報の集約、発信

- ① 訪問型・通所型サービスの促進
- ② 地域リハビリテーション活動支援事業の推進

- ① 生活支援コーディネーターの配置
- ② 協議体の設置
- ③ 地域資源の見える化・創出の推進

- ① 認知症の理解を深めるための普及・啓発
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 認知症の人の介護者への支援
- ④ 認知症の人が暮らしやすい安全な地域づくりの推進

- ① 成年後見制度の利用促進と市民後見人の養成
- ② 高齢者虐待の予防と早期発見、養護者支援
- ③ 消費者被害の早期発見と関係機関との連携

- ① 切れ目のない在宅医療・介護連携の推進

- ① 多様な総合相談を受け地域ぐるみで支援する体制の強化
- ② 自立支援に資するケアマネジメントの推進

- ① 在宅生活を支える福祉サービスの提供

- ① 高齢者の生きがい対策の推進
- ② 社会参加の促進
- ③ こども世代や障がい者等との交流促進
- ④ 住民グループ支援事業の実施
- ⑤ 地域見守りネットワーク事業の促進

- ① 介護保険サービス量の確保と質の向上
- ② 介護給付適正化の促進
- ③ 保健福祉制度や介護保険制度に関する情報提供の促進

- ① 介護支援専門員や介護福祉関係職種の確保と資質の向上
- ② 福祉人材拡充のための養成研修等の開催
- ③ 基準緩和サービス従事者の養成
- ④ 介護の仕事の魅力向上

- ① 高齢者にやさしい住環境の整備
- ② 除雪サービスの充実
- ③ 買い物支援の促進
- ④ 高齢者の交通対策

高齢者保健福祉計画の進捗状況の確認

1. 介護予防の推進

介護が必要となる原因のうち、認知症や脳血管疾患などは生活習慣病の予防が重要とされています。一方で、高齢による衰弱や骨折・転倒、関節疾患など筋力・体力の低下により介護が必要となるものも多く存在することは、高齢期において、健康づくりに加えて介護予防が必要であることを示しています。

要介護認定や介護サービス利用をできるだけ先送りするために、「心身機能」のみならず、「活動」や「参加」のそれぞれの要素にバランス良く働きかけ、介護予防を推進します。

- ① 介護予防に関する啓発情報提供の推進 ② 介護予防に資する集いの充実
 ③ 介護予防サポーターの養成 ④ 介護予防に関する情報の集約、発信

目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	2018/H30	2019/H31	2020/H32
1	① 「介護予防」を知っている高齢者の割合：増加	-	-	-	
1	② 介護予防事業延参加者数：11,000人	9,990			
	住民主体の通いの場：77ヶ所	19	23		
1	③ 介護予防サポーター登録者数：136人	88	88		
1	④ 拠点1ヶ所整備（ICT活用を含む）	0	0		

保険者機能強化推進交付金 評価指標 別紙参照

自己評価 普通～まあ良い

- ・5段階評価（悪い-まあ悪い-普通-まあ良い-良い）を具体的な施策毎に行い、その平均を主要施策の評価とする。以下の自己評価も同様とします。

取組状況と課題への対応等

- ・広報いしかり、出前講座、介護予防事業等での周知、定期的な介護予防事業や高齢者が社会性を保ちつながらる場としての高齢者ふれあいサロンの運営等の支援を行いました。
- ・生活支援コーディネーターによる、生活支援や介護予防に資する社会資源情報及び社会参加に資する各種情報の集約、マッチング等を一元的に提供する拠点の整備については、現時点では情報収集を主に行い、徐々にマッチングにつなげて行きます。

また、介護予防サポーターは登録者数のみならず、実動できることが重要なことから、今年度から生活支援コーディネーターを活用し実動できる人を取り込めるよう取組みを行います。

2. 総合事業の推進

平成29年4月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について、制度の定着を図るとともに、地域の実情やニーズに合わせて各サービスの整備を進めます。

① 訪問型・通所型サービスの促進 ② 地域リハビリテーション活動支援事業の推進

目標値

No.	目標値	基準値 (or 2017/H29)	2018/H30	2019/H31	2020/H32
2	① 基準緩和サービスの充実	数値によらない目標値			
2	② 地域ケア会議：延12人	8	12		
	通いの場：30ヶ所	0			

保険者機能強化推進交付金 評価指標 別紙参照

自己評価 普通～まあ良い

取組状況と課題への対応等

- 総合事業において基準緩和型サービスを創設していますが、利用者が選択しない状況が見受けられます。
今後、利用者が緩和型を理解するための周知とともに、ニーズの把握と分析が必要と認識しています。
- リハビリテーション専門職が地域ケア会議や住民主体の通いの場等へ参加することで、自立支援や介護予防の取組強化につながることから、市の専門職（平成29年度は理学療法士1名、作業療法士1名。今年度から言語聴覚士1名を加えて3名。）の参加を計画的に進めます。

3. 生活支援体制整備の推進

地域において、日常生活上の困りごとを抱えている高齢者等に対し、地域住民が互いに助け合い、支え合う体制を構築するため、生活支援コーディネーターを配置し、協議体の設置を進めます。

- ① 生活支援コーディネーターの配置 ② 協議体の設置
③ 地域資源の見える化・創出の推進

目標値

No.	目標値	基準値 (or 2017/H29)	2018/H30	2019/H31	2020/H32
3	① 協議体や地縁組織等との活動を通じた地域資源の掘り起こし・強化・開発（地域資源マップ（仮称）掲載箇所）	96	124		
3	② 第1層協議体：1ヶ所	1	1		
	第2層協議体：4ヶ所	0	0		
3	③ 地域資源マップ（仮称）の作成	作成済み	更新		

保険者機能強化推進交付金 評価指標 別紙参照

自己評価 まあ良い

取組状況と課題への対応等

- 生活支援コーディネーターの配置（平成29年度5名。平成30年度も同様。）により、生活支援や介護予防に資する社会資源情報及び社会参加に資する各種情報等の情報収集を主に行うとともに、その情報を地域資源のマップを更新し提供しています。

この取組を進め、徐々に、その情報やマッチング等を一元的に提供する拠点の整備（施策1④）につなげます。

- 高齢者を地域で支えるための定期的な話し合いの場としては、市全体の第1層協議体及び日常生活圏域（現在は、石狩、厚田、浜益の3地域。）の第2層協議体により構成する想定です。

第1層協議体は既に平成29年9月に設置されています。第2層協議体は実りの有る協議体となるよう、各地域にあった仕組みづくりから検討を行います。

4. 認知症高齢者への対策

認知症は、在宅生活が困難化する大きな要因ともなっており、要介護認定申請理由の最多を占めています。認知症になっても、可能な限り自宅または自宅に近い環境で生活できるよう、認知症の進行に応じた支援体制を強化します。

- ① 認知症の理解を深めるための普及・啓発
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 認知症の人の介護者への支援
- ④ 認知症の人が暮らしやすい安全な地域づくりの推進

目標値

No.	目標値	基準値 (or 2017/H29)	2018/H30	2019/H31	2020/H32
4	① 認知症サポーター養成講座受講者数：人口の10% (人数)	3,463	3,671		
	認知症カフェ数増加 (箇所数)	2	3		
4	④ 認知症に関する調査：3年に1回 (回数)	0	0		
	認知症ケア・施策に関する質的变化アンケート：改善（「認知症の人の居場所や社会参加の場が増えた」で「そう思う」及び「どちらかといえば思う」の%）	74			
	徘徊見守りSOSネットワークサポート機関数：増加	73	81		

保険者機能強化推進交付金 評価指標 別紙参照

自己評価 普通～まあ良い

取組状況と課題への対応等

- ・ 認知症サポーター養成講座や注文を間違えるレストラン事業を行うなど、周知啓発や活動の場の充実を図るとともに、認知症の人が暮らしやすい地域づくりのため徘徊見守りSOSネットワークの周知などを行いました。
- ・ 適切な支援体制の整備については、ニーズに応じ家族の会の立ち上げなどをサポートできるよう北海道認知症家族の会の事務局と認知症地域支援推進員が意見交換を行い、また、認知症初期集中支援チームの体制づくりや認知症ケアパスの更新などを行いました。今後も必要に応じて適切な対応ができるよう体制等の整備を行います。

5. 権利擁護の推進

高齢者が認知症などの理由で判断能力が不十分になることがあります。それに伴い金銭管理や契約行為に支障が出たり、消費者被害や高齢者虐待などの権利侵害を受けることのないよう、必要な支援体制の整備と関係機関との連携を行います。

- ① 成年後見制度の利用促進と市民後見人の養成
- ② 高齢者虐待の予防と早期発見、養護者支援
- ③ 消費者被害の早期発見と関係機関との連携

目標値

No.	目標値	基準値 (or 2017/H29)	2018/H30	2019/H31	2020/H32
5	① 市民への周知	数値によらない目標値			
	市民後見人：受任状況に合わせ3年に1回養成を検討	1	0		
	権利擁護連携会議：年3回	2	2		
5	② 市民への周知（リーフ配布）	数値によらない目標値			
	関係者への周知（研修会の開催等）	数値によらない目標値			
5	③ リアルタイムな情報伝達方法の構築	数値によらない目標値			

保険者機能強化推進交付金 評価指標 該当なし

自己評価 普通～まあ良い

取組状況と課題への対応等

- ・市民後見養成講座については、平成29年度に1回開催しており、以降3年毎に1回の開催を想定しています。制度の利用促進については、出前講座に加え市民向けの相談会を開催するなど、周知啓発の手法の拡大を行いました。
- ・関係者の資質向上や連携を図るため、権利擁護連携会議を開催しています。今年度は2回の開催となりましたが、来年度以降は一層の充実を図ります。
- ・高齢者虐待や消費者被害の予防等については、周知啓発や関係機関との連携手法の確認を行いました。今年度実施する事業所向けの実態把握調査の結果をもとに、事業者の研修会や、周知啓発の充実を図ります。

6. 在宅医療と介護連携の推進

医療・介護関係団体が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制構築を目指します。

① 切れ目のない在宅医療・介護連携の推進

目標値

No.	目標値	基準値 (or 2017/H29)	2018/H30	2019/H31	2020/H32
6	① 国が定める8事業※の実施(実施事業数)	6	8		

※8事業 (ア)地域の医療・介護の資源の把握 (イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 (ウ)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 (エ)医療・介護関係者の情報共有の支援 (オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援 (カ)医療・介護関係者の研修 (キ)地域住民への普及啓発 (ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

保険者機能強化推進交付金 評価指標 別紙参照

自己評価 普通

取組状況と課題への対応等

- ・今年度においては8事業すべてに着手をしています。医療と介護の連携にあっては病院とケアマネージャーの連携が特に重要であることから、引き続き、連携、調整を図ります。

7. 地域包括支援センターの機能拡充

地域包括ケア推進の拠点として、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい自立した生活を継続できるよう、地域住民も含めた多職種と協働でネットワークを構築します。

- ① 多様な総合相談を受け地域ぐるみで支援する体制の強化
- ② 自立支援に資するケアマネジメントの推進

目標値

No.	目標値	基準値 (or 2017/H29)	2018/H30	2019/H31	2020/H32
7	① 地域ケア会議開催により地域課題の明確化と解決に向けた提案及びその実現		数値によらない目標値		
7	② 自立支援型地域ケア会議の参集範囲の拡大		数値によらない目標値		

保険者機能強化推進交付金 評価指標 別紙参照

自己評価 普通～まあ良い

取組状況と課題への対応等

- ・ 多様化する総合相談に対応するため、状況に応じた適切な地域ケア会議での検討を行った内容を組織内で共有しました。
- ・ 自立支援型地域ケア会議の参集範囲を拡大し、包括支援センター、リハビリテーション専門医、北海道及び石狩市に、ケアマネージャー、歯科医師、歯科衛生士、事業所及び生活支援コーディネーターを加え、より適切なケアマネジメントとなるよう取り組みました。
- ・ 引き続き、これらの取組を継続し、地域包括支援センターの充実を図ります。

8. 生活支援サービスの充実

高齢者が安心して在宅生活が送れるよう福祉サービスの提供に努めるとともに、サービスを必要とする方が利用できるよう普及・促進にむけた情報提供を関係機関とともに取り組みます。

① 在宅生活を支える福祉サービスの提供

目標値

No.	目標値	基準値 (or 2017/H29)	2018/H30	2019/H31	2020/H32
8	① 市民・関係者への周知	数値によらない目標値			

保険者機能強化推進交付金 評価指標 該当なし

自己評価 普通

取組状況と課題への対応等

- ・高齢者の在宅生活を支える事業（寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス、寝たきり高齢者等紙おむつ給付サービス、寝たきり高齢者等理容サービス、寝たきり高齢者等外出支援サービス、配食サービス、訪問サービス、見つけて君サービス、緊急通報サービス）を実施し、情報提供は、介護認定時のほか、広報、ホームページ、出前講座等で行っています。

引き続き、サービスを必要とする人に適切なサービスが行われるよう取り組むとともに、高齢者向けサービス全般的について定期的に検証できるよう取り組みます。

9. 生きがづくり・社会参加の促進

高齢者が地域や社会を構成する一員として生きがづくり、社会貢献できる場を提供することで、高齢者の日常生活を地域で支える体制の充実・強化を高齢者の社会参加の推進と一体的に図り、関係機関と連携し取り組みます。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① 高齢者の生きがい対策の推進 | ② 社会参加の促進 |
| ③ こども世代や障がい者等との交流促進 | ④ 住民グループ支援事業の実施 |
| ⑤ 地域見守りネットワーク事業の促進 | |

目標値

No.	目標値	基準値 (or 2017/H29)	2018/H30	2019/H31	2020/H32
9	① 参加・活躍できる場の情報提供	数値によらない目標値			
9	② 参加率の向上（高齢者障がい者合同スポーツ大会の参加者数）	458	479		
9	③ 多様な交流の場：増加	数値によらない目標値			
9	④ 自立した事業継続ができる支援（高齢者ふれあいサロンの支援）	数値によらない目標値			
9	⑤ 参加団体数：増加（地域見守りネットワーク協定締結団体数）	5	5		

保険者機能強化推進交付金 評価指標 該当なし。

自己評価 まあ悪い～普通

取組状況と課題への対応等

- ・高齢者が参加する場は、地域の自主的なサロン以外にも、文化的なものも含めて官民それぞれが多様に提供しており、また、障がい者や子どもたちとの交流など多様な取組も図られています。その情報提供については、敬老会、サロン、高齢者障がい者合同スポーツ大会などそれぞれ適切な手法、対象に行われています。
- ・高齢者ふれあいサロン支援事業では、地域の自主的な運営ができるよう支援を図っていますが、市が直接的に新たな場の創設を図ることも含めて、高齢者が参加する場全体を俯瞰し、適切に取り計らいます。
- ・地域見守りネットワークは、安全な地域の創出とともに高齢者の社会参加を図るものです。引き続き、協定締結団体の増加を図るとともに、町内会等との連携に努めます。

10. 介護サービスの充実

高齢者が自立した生活を送るため、在宅から施設介護までを切れ間無くサポートできるよう、適切なサービス量の確保を図ります。また、各事業所のサービスの質の維持・向上に向け介護相談員による施設等への訪問や介護給付費適正化の促進に努めます。

- ① 介護保険サービス量の確保と質の向上 ② 介護給付適正化の促進
③ 保健福祉制度や介護保険制度に関する情報提供の促進

目標値

No.	目標値	基準値 (or 2017/H29)	2018/H30	2019/H31	2020/H32
10	① 地域包括ケア「見える化」システムの利用による地域実態・課題の把握	数値によらない目標値			
10	② 給付実績を活用した適正化事業の実施	数値によらない目標値			
10	③ 講座開催回数の拡大 (出前講座等の回数)	10	11		

保険者機能強化推進交付金 評価指標 別紙参照

自己評価 普通～まあ良い

取組状況と課題への対応等

- 地域包括ケア「見える化」システムを活用するなど、今年度の9月に介護保険事業全般の現状把握等を行いました。

本計画では、総合事業の計画値がないことから、今後、現状把握の体系定な手法の確立を図るとともに、適正な数値の検討を行ないます。

- 給付実績を活用した適正化事業については、今年度より国民健康保険団体連合会に委託を行い実施しています。

介護給付の適正化については、事業所のケアプラン作成段階から適正に進められることが重要なことから、事業所から相談があった時点で確認し、その後もフォローを行うなどの取組も進めます。

- 介護保険制度等に関する情報提供については、介護予防、介護保険制度や高齢者向けサービス等について各種パンフレットや出前講座等で実施しています。

1.1. 多様な福祉人材の確保・育成

今後深刻化の恐れのある人材不足解消に向けた人材確保策の推進や介護の仕事に対するイメージ向上策など、高齢者を支える人材の確保・育成を関係団体との連携により進めます。

- ① 介護支援専門員や介護福祉関係職種の確保と資質の向上
- ② 福祉人材拡充のための養成研修等の開催
- ③ 基準緩和サービス従事者の養成
- ④ 介護の仕事の魅力向上

目標値

No.	目標値	基準値 (or 2017/H29)	2018/H30	2019/H31	2020/H32
11	① ケアマネジメントへの意識向上に資する取り組みの検討	数値によらない目標値			
11	② 講座開催と活躍の場の充実	数値によらない目標値			
11	③ 訪問A従事者：20人/年（訪問型サービスA従事者研修後の従事者）	16	4		
11	④ 講座開催回数の拡大（介護の仕事の魅力向上（人材確保）につながる講座等の開催数）	0	1		

保険者機能強化推進交付金 評価指標 別紙参照

自己評価 普通

取組状況と課題への対応等

- ・ ケアマネジメントの向上に資するよう、地域ケア会議、自立支援型地域ケア会議や地域包括支援センターケアマネージャー向け研修のほか、石狩市介護支援専門員連絡会が自主的に研修会を行っています。
- ・ 福祉人材の確保にかかり、介護予防サポーター、認知症サポーターの養成研修や訪問型サービスA従事者研修を行いました。
また、今年度から厚田・浜益区の介護保険サービス事業者の人材確保にかかる補助事業やインターンシップの活用検討なども行いました。
- ・ 介護の仕事の魅力向上にかかり、いしかりいきいきフェスタ2018にて「ケアニン～あなたでよかった～」を上映しました。
- ・ 介護職の魅力を発信し人材の確保につなげるには、事業者と保険者が協働して発信することが特に重要であると認識しており、今後、事業者とともに検討を行います。

12. 住み続けるための暮らしの環境整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な住まいや除雪、買い物を含めた移動支援などの環境整備にかかる課題について、関係部局と連携して検討を図りながら進めます。

- | | |
|------------------|-------------|
| ① 高齢者にやさしい住環境の整備 | ② 除雪サービスの充実 |
| ③ 買い物支援の促進 | ④ 高齢者の交通対策 |

目標値 なし

保険者機能強化推進交付金 評価指標 該当なし。

自己評価 まあ悪い～普通

取組状況と課題への対応等

- 除雪サービス（間口除雪）と町内会ふれあい雪かき（各町内会の困難部分）それぞれニーズがあり適切に実施されていると認識しています。
- 介護予防と買い物支援をひとつの事業として平成31年度に実証を行う予定です。
- 住環境等の整備や高齢者の交通対策等については、高齢者の社会参加と合わせて地域の実情を総合的に勘案し関係部局と連携し検討を行います。

被保険者数、要支援・要介護認定者数の確認

石狩市の総人口と高齢化率

	2010 (H22)	2015 (H27)	2017 (H29)	2018 (H30)	2020 (H32) 推計値	2025 (H37) 推計値
総人口	61,077	59,141	58,581	58,363	55,066	52,139
高齢者数	13,760	17,419	18,628	19,054	19,399	19,589
前期高齢者数	7,403	9,874	10,501	10,572	10,407	7,880
後期高齢者数	6,357	7,545	8,127	8,482	8,992	11,709
高齢化率	22.53%	29.45%	31.80%	32.65%	35.23%	37.57%

厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより。

確定値：総務省「国勢調査」(10月1日現在)、推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(10月1日現在)

第1号被保険者数

	2010 (H22)	2015 (H27)	2017 (H29)	2018 (H30) ※	2020 (H32) 推計値	2025 (H37) 推計値
第1号被保険者数	13,958	17,794	18,830	19,060	19,549	19,724
前期高齢者数	7,430	10,653	10,566	10,556	10,599	11,742
後期高齢者数	6,528	7,417	8,264	8,504	8,990	7,982

厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより。

確定値：厚生労働省「年報/月報」(各年度3月末現在 ※2018(H30)のみ11月末現在)、推計値：第7期策定時における将来推計総括表シート4_保険料推計

認定者数(第2号被保険者を含む)

	2010 (H22)	2015 (H27)	2017 (H29)	2018 (H30) ※	2020 (H32) 推計値	2025 (H37) 推計値
認定者数	2,330	2,973	2,999	3,095	3,160	3,650
要支援1	187	515	489	536	529	617
要支援2	308	354	327	337	336	398
要介護1	578	770	811	787	834	960
要介護2	401	443	454	482	478	551
要介護3	287	300	302	308	319	369
要介護4	301	315	348	366	380	423
要介護5	268	276	268	279	284	332

厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより。

確定値：厚生労働省「年報/月報」(各年度3月末現在 ※2018(H30)のみ11月末現在)、推計値：第7期策定時における将来推計総括表シート4_保険料推計

数値の確認

- 平成29年度末から平成30年度の直近数値においては、高齢者数及び第1号被保険者数は推計より若干増、認定者数も同様の傾向が見られます。

計画の推進を図るために

- ① 庁内における連携の推進
- ② 計画の進行管理
- ③ 広報・PRの充実

保険者機能強化推進交付金 評価指標 別紙参照

自己評価 普通

取組状況と課題への対応等

- ・今年度よりPDCAを実施。
- ・広報・PRの充実については、特に高齢者にニーズのある施策について、高齢者でもわかりやすく内容を伝達できるよう、引き続き出前講座の活用などをすすめます。

1. 介護予防の推進

保険者機能強化交付金項目	指標	回答欄	配点	記載事項
Ⅱ (1) ④	地域密着型通所介護事業所における機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するための取組を行っているか。(注:地域密着型通所介護事業所が「無」の市町村は、「回答欄」で「-」を選択し、「配点(G)」に「-」を直接入力してください。)	×	0点	①取組の概要及び実施時期。 ②地域密着型通所介護事業所の有無に○して下さい。 ↓
Ⅱ (6) ①	介護予防・日常生活支援総合事業の創設やその趣旨について、地域の住民やサービス事業者等地域の関係者に対して周知を行っているか。	○	10点	HP掲載及び出前講座等の場における周知を行っている。
Ⅱ (6) ⑤	介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数ほどの程度か【通いの場への参加率=通いの場の参加者実人数/高齢者人口】等 ア 通いの場への参加率が○%(上位3割) イ 通いの場への参加率が○%(上位5割)	(注) これらの指標については、厚生労働省において全保険者の上位3割又は5割を決定するため、回答欄は市町村において入力不要。	0点 0点	厚生労働省において把握しているデータを使用するため、保険者においては入力不要。 ↓
Ⅱ (6)	①通いの場の参加者実人数			
Ⅱ (6)	②高齢者人口			
Ⅱ (6)	③通いの場への参加率(①/②)			
Ⅱ (6) ⑥	地域包括支援センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、総合事業を含む多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	○	10点	「石狩市医療・介護サービス所在地マップ」及び「通いの場マップ」を毎年9月に更新し、市ホームページ、市社会福祉協議会ホームページ等で情報提供している。
Ⅱ (6) ⑧	住民の介護予防活動への積極的な参加を促進する取組を推進しているか(単なる周知広報を除く。)	○	10点	生活支援コーディネーターを介して活動意識の高い個人等に様々な介護予防活動の紹介やマッチングを行っている。

2. 総合事業の推進

保険者機能強化交付金項目	指標	回答欄	配点	記載事項
Ⅱ (6) ⑦	地域リハビリテーション活動支援事業(リハビリテーション専門職等が技術的助言等を行う事業)等により、介護予防の場にリハビリテーション専門職等が関与する仕組みを設け実行しているか。	○	10点	自立支援型地域ケア会議にリハビリテーション専門職等が参加する仕組みを設けている。

3. 生活支援体制整備の推進

保険者機能強化交付金項目	指標	回答欄	配点	記載事項
Ⅱ (7) ①	生活支援コーディネーターに対して市町村としての活動方針を提示し、支援を行っているか。	○	10点	実施要綱に生活支援コーディネーターの業務について明示しこれを提示している。また、生活支援コーディネーターとの定期会議の場で進捗管理とともに課題の共有、解決方法の相談などを実施し支援している。
Ⅱ (7) ②	生活支援コーディネーターが地域資源の開発に向けた具体的取組(地域ニーズ、地域資源の把握、問題提起等)を行っているか。	○	10点	該当する項目に☑して下さい。(平成30年度 of 取組が対象(予定を含む。)) 予定の場合は、取組予定日を記載。 <input checked="" type="checkbox"/> 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起。 <input checked="" type="checkbox"/> 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ。 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者のネットワーク化。 <input checked="" type="checkbox"/> 目指す地域の姿・方針の共有。意識の統一。 <input type="checkbox"/> 生活支援の担い手の養成やサービスの開発等。 <input type="checkbox"/> 上記以外を実施している場合には、内容を記載。
Ⅱ (7) ③	協議体が地域資源の開発に向けた具体的取組(地域ニーズ、地域資源の把握等)を行っているか。	○	10点	該当する項目に☑して下さい。(平成30年度 of 取組が対象(予定を含む。)) 予定の場合は、取組予定日を記載。 <input checked="" type="checkbox"/> 地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進。(実態調査の実施や地域資源マップの作成等。) <input type="checkbox"/> 企画、立案、方針策定。(生活支援等サービスの担い手養成に係る企画等を含む。) <input checked="" type="checkbox"/> 地域づくりにおける意識の統一等。 <input type="checkbox"/> 上記以外を実施している場合には内容を記載。

II (7)	④	生活支援コーディネーター、協議体の活動を通じて高齢者のニーズに対応した具体的な資源の開発(既存の活動やサービスの強化を含む。)が行われているか。	○	10点	新規にサロンが開設される予定であり、また、開催回数が増えた既存のサロンがあった。
--------	---	--	---	-----	--

4. 認知症高齢者への対策

保険者機能強化交付金項目	指標	回答欄	配点	記載事項	
II (5)	① 市町村介護保険事業計画又は市町村が定めるその他の計画等において、認知症施策の取組(「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第二の三の1の(二)に掲げる取組)について、各年度における具体的な計画(事業内容、実施(配置)予定数、受講予定人数等)を定め、毎年度その進捗状況について評価しているか。 【アカイのいずれかに該当する場合】	ア 計画に定めており、かつ、進捗状況の評価を行っている。	○	10点	毎月1回、認知症地域支援推進員連絡会を開催。 例年8月に上半期の進捗管理と計画の微修正(評価は概ね良好。)、3月に年度評価と次年度計画案を作成している。 開催: H30年8月17日 予定: H31年3月11日
II (5)		イ 計画に定めているが、進捗状況の評価は行っていない。		0点	
II (5)	② 認知症初期集中支援チームは、認知症地域支援推進員に支援事例について情報提供し、具体的な支援方法の検討を行う等、定期的に情報連携する体制を構築しているか。	○	10点	II (3)③の包括連絡会およびII (5)①の認知症地域支援推進員連絡会にて情報連携等行う体制をとっている。	
II (5)	③ 地区医師会等の医療関係団体と調整し、認知症のおそれがある人に対して、かかりつけ医と認知症疾患医療センター等専門医療機関との連携により、早期診断・早期対応に繋げる体制を構築しているか。	×	0点		
II (5)	④ 認知症支援に携わるボランティアの定期的な養成など認知症支援に関する介護保険外サービスの整備を行っているか。	○	10点	認知症サポーター養成講座 (H30/6/19,6/21,7/3,7/11,7/17,8/6,8/22,8/24,8/28,9/8,9/13,9/14,10/17,10/19,10/20,11/19以降未定) その他、本人ミーティング(H30/6/8)認知症カフェ新規開店(H30/9/26)	

6. 在宅医療と介護連携の推進

保険者機能強化交付金項目		指標	回答欄	配点	記載事項
Ⅱ (4)	①	地域の医療・介護関係者等が参画する会議において、市町村が所持するデータのほか、都道府県等や郡市区医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、在宅医療・介護連携に関する課題を検討し、対応策が具体化されているか。 【アカイのいずれかに該当する場合】	ア 市町村が所持するデータに加え、都道府県等や郡市区医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、課題を検討し、対応策を具体化している。	×	0点
Ⅱ (4)			イ 市町村が所持するデータを活用して課題を検討し、対応策を具体化している。	×	0点
Ⅱ (4)	②	医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要に応じて、都道府県等からの支援を受けつつ、(4)①での検討内容を考慮して、必要となる具体的取組を企画・立案した上で、具体的に実行するとともに、実施状況の検証や取組の改善を行っているか。	×	0点	
Ⅱ (4)	③	医療・介護関係者間の情報共有ツールの整備又は普及について具体的な取組を行っているか。	○	10点	ワーキングチームにおいて、既存のツールである「在宅情報提供書」について議論し、活用・改善を進めることを決定。また、市内病院と協働し、実際の退院調整時の情報共有ツールとして使用できるかを検証し、国の示す雛形も考慮しながら、より良いツールの作成に取り組む意思確認を行った。
Ⅱ (4)	④	地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、在宅医療・介護連携に関する相談内容を、郡市区医師会等の医療関係団体との会議等に報告しているか。	×	0点	
Ⅱ (4)	⑤	医療・介護関係の多職種が合同で参加するグループワークや事例検討など参加型の研修会を、保険者として開催または開催支援しているか。	○	10点	・ケアカフェ&学習会 (H29.7.20、9.26、H30.3.27、H30.7.30、H30.9予定) ・石狩市地域ケア会議全体会 (H29.11.30、H30.1.16、H30.9.20、H31.2予定)
Ⅱ (4)	⑥	関係市区町村や郡市区医師会等関係団体、都道府県等と連携し、退院支援ルール等、広域的な医療介護連携に関する取組を企画・立案し、実行しているか。	×	0点	

II (4)	⑦ 居宅介護支援の受給者における「入院時情報連携加算」又は「退院・退所加算」の取得率の状況はどうか。 ア ○%以上(全保険者の上位5割)	(注) これらの指標については、厚生労働省の統計データを使用するため、市町村において入力は不要。	0点	
II (4)			5点	

7. 地域包括支援センターの機能拡充

保険者機能強化交付金項目	指標	回答欄	配点	記載事項
II (3) A ①	地域包括支援センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。	○	10点	
II (3) A II (3) A II (3) A ② II (3) A II (3) A II (3) A	地域包括支援センターの3職種(準ずる者を含む)一人当たり高齢者数(圏域内の65歳以上高齢者数/センター人員)の状況が1,500人以下 ※小規模の担当圏域における地域包括支援センターについては配置基準が異なるため規模別の指標とする。	×	0点	地域包括支援センターが一つの場合はこの欄に記入して下さい。それ以外は提出資料欄に記載のとおり。 ①該当する圏域にチェックして下さい。 ↓ 圏域内の65歳以上高齢者数 □概ね3,000人以上:指標1,500人以下 □概ね2,000人以上3,000人未満:指標1,250人以下 □概ね1,000人以上2,000人未満:指標750人以下 □概ね1,000人未満:指標500人以下
		①圏域内の65歳以上の高齢者数		18,861
		②地域包括支援センターの人員(常勤換算)		12
		③3職種一人あたり的高齢者数(①/②)		1,626

II (3) A ③	地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センターから保険者に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	○	10点	毎月1回包括連絡会を開催し報告や協議を受けている。
II (3) A ④	介護サービス情報公表システム等において、管内の全地域包括支援センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	○	10点	①情報公表システム:所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、職員体制、事業の内容
II (3) A ⑤	毎年度、地域包括支援センター運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容を検討し改善しているか。	○	10点	運営協議会での議論を踏まえ ①圏域ごとの地域課題を明示し、その解決策について地域ケア推進会議で検討、各期間の役割が明確となり改善と判断。
II (3) A	【アカイのいずれかに該当する場合】 ア 運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容を検討し改善している。 イ 運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容について改善点を検討している。	×	0点	地域包括支援センター自己評価と地域包括支援センター運営方針の整合性を図っていくことを検討中。
II (3) B ⑥	地域包括支援センターと協議の上、地域包括支援センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	○	10点	
II (3) B ⑦	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	○	10点	浜ケアネットH30/5/29,7/18,8/22,9/28(包括、居宅介護支援事業所、特別養護老人ホーム、通所介護事業所、診療所看護師)
II (3) B ⑧	管内の各地域包括支援センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○	10点	相談件数(内、ア担当者会議へ包括支援センターが出席すべきケースの件数、イ地域ケア会議を開催すべきケースの件数)と整理分類し件数を把握している。 H27 67件(内、ア10件 イ9件) H28 44件(内、ア7件、イ4件) H29 127件(内、ア5件、イ8件)
II (3) C ⑨	地域ケア会議について、地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定しているか。	○	10点	
II (3) C ⑩	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	10点	出席した職種:理学療法士、作業療法士、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、生活支援コーディネーター

II (3) C	⑪	個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か。 (個別ケースの検討件数/受給者数) ア 個別ケースの検討件数/受給者数 ○ 件以上(全保険者の上位3割) イ 個別ケースの検討件数/受給者数 ○ 件以上(全保険者の上位5割)	(注) これらの指標については、厚生労働省において全保険者の上位3割又は5割を決定するため回答欄への入力不要。	0点	①個別事例の検討件数は、平成30年4月から平成30年9月末までに開催された地域ケア会議において検討された個別事例の延べ件数。 ②受給者数(平成30年6月月報のデータ使用) ③実際の数値を記入して下さい。	
				5点		
				①個別ケースの検討件数		15
				②受給者数		2,593
				③割合(①/②)%		0.6
II (3) C	⑫	生活援助の訪問回数の多いケアプラン(生活援助ケアプラン)の地域ケア会議等での検証について、実施体制を確保しているか。	×	0点		
II (3) C	⑬	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	○	10点	①フォローアップすべきケースについて、後日II(3)③の包括連絡会及び地域ケア会議でその後の変化等を報告共有している。 ②平成30年9月末までに地域ケア会議で検討した個別事例について フォローアップが必要とされた事例件数 15件 フォローアップ実施件数 10件 又はフォローアップの予定件数 5件	

II	(3)	C	⑭	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村へ提言しているか。	ア 複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言している。	×	0点	地域課題:交通機関に乏しい地区の移動支援高齢者と障がい者が同居する世帯への支援
II	(3)	C		【アカイのいずれかに該当する場合】	イ 複数の個別事例から地域課題を明らかにしているが、解決するための政策を市町村に提言してはいない。	○	5点	
II	(3)	C	⑮	地域ケア会議の議事録や決定事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。		○	10点	議事録を作成し構成員へ配布し共有を図っている。

10. 介護サービスの充実

保険者機能強化交付金項目		指標	回答欄	配点	記載事項	
I	①	地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握しているか。 【ア～エのいずれかを選択】	ア 地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。その上で、HPによる周知等の住民や関係者と共通理解を持つ取組を行っている。	○	10点	■平成30年度に行った分析(HP周知) 地域包括ケア「見える化」システム現状分析 ①A1.総人口、A2.高齢化率、A3.前期・後期別高齢者数 ②北広島市及び江別市と経年変化(H32H37)の分析 ③札幌隣接と極端な過疎地を両方持つ。 ④石狩市は旧石狩市(石狩圏域)、旧厚田村(厚田圏域)及び旧浜益村(浜益圏域)と平成17年に合併しており、合併前のそれぞれの成り立ちがあることから、現在もそれを引き継いでいることが要因。
I		イ 地域包括ケア「見える化」システムは活用していないが、代替手段(独自システム等)により当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。その上で、HPによる周知等の住民や関係者と共通理解を持つ取組を行っている。		0点		
I		ウ 地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。		0点		
I		エ 地域包括ケア「見える化」システムは活用していないが、代替手段(独自システム等)により当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。		0点		
I		②	日常生活圏域ごとの65歳以上人口を把握しているか。	○	10点	

I		右記の将来推計を実施しているか。	ア 2025年度における要介護者数・要支援者数	○	2点	ア～カの将来推計値及び公表方法 ア 要介護2,635人 要支援1,014人 イ 7,118円 ウ 石狩18,230人 厚田832人 浜益663人 エ 2,312人 オ 7,649人(=世帯) カ 2,070人
I		③	【複数選択】 イ 2025年度における介護保険料	○	2点	
I			ウ 2025年度における日常生活圏域単位の65歳以上人口	○	2点	
I			エ 2025年度における認知症高齢者数	○	2点	
I			オ 2025年度における一人暮らし高齢者数	○	2点	
I			カ 2025年度に必要となる介護人材の数	○	2点	
I	⑤	人口動態による自然増減による推計に加え、自立支援・介護予防に資する施策など、保険者としての取組を勘案した要介護者数及び要支援者数の推計を行っているか。		○	10点	要介護(支援)認定者数、施設・居住系サービス利用者数、在宅サービス利用者数において反映。
I	⑥	地域医療構想を含む医療計画も踏まえつつ、地域の在宅医療の利用者や、在宅医療の整備目標等を参照しつつ、介護サービスの量の見込みを定めているか。		○	10点	医療計画との整合性を図るため、第7次医療計画及び第7期介護保険事業(支援)計画における整備目標及びサービス量の見込みに係る整合性の確保について(平成29年8月10日付け 厚生労働省医政局地域医療計画課長、老健局介護保険計画課長、保険局医療介護連携政策課長)北海道の示した数値を第7期計画(特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設のサービス見込み量)に反映。
I	⑦	認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)しているか。 【アかイのいずれかに該当する場合】	ア 定期的にモニタリングするとともに、運営協議会等で公表している。	○	10点	①平成30年10月1日時点(予定) ③運営協議会等平成31年3月(予定)公表HP等(予定)
I		イ 定期的にモニタリングしている。	×	0点		
II	(1)	保険者の方針に沿った地域密着型サービスの整備を図るため、保険者独自の取組を行っているか。				
II	(1)	ア 地域密着型サービスの指定基準を定める条例に保険者独自の内容を盛り込んでいる。		×	0点	

II (1)	イ 地域密着型サービスの公募指定を活用している。	×	0点	
II (1)	① ウ 参入を検討する事業者への説明や働きかけを実施している。(説明会の開催、個別の働きかけ等)。	×	0点	
II (1)	エ 必要な地域密着型サービスを確保するための上記以外の取組を行っている。	×	0点	
II (1)	【ア～エのいずれかに該当する場合】			
II (1)	② 地域密着型サービス事業所の運営状況を把握し、それを踏まえ、運営協議会等で必要な事項を検討しているか。	×	0点	
II (1)	③ 所管する介護サービス事業所について、指定の有効期間中に一回以上の割合(16.6%)で実地指導を実施しているか。	○	10点	平成29年度 24.3%(9回(9事業所)÷37事業所)
II (2)	① 保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えているか。	×	0点	
II (2)	【アかイのいずれかに該当する場合】			
	ア 保険者のケアマネジメントに関する基本方針を伝えるためのガイドライン又は文書を作成した上で、事業者連絡会議、研修又は集団指導等において周知している。	×	0点	
	イ ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えている。	×	0点	
II (2)	② 介護サービス事業所(居宅介護支援事業所を含む。)の質の向上に向けて、具体的なテーマを設定した研修等の具体的な取組を行っているか。	○	10点	事業者等の研修等にかかり、実施計画の作成や会場確保等、事業者と協働し支援を行っている。
II (6)	② 介護保険事業計画において、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス(基準を緩和したサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援を指し、予防給付で実施されてきた旧介護予防訪問介護相当サービス・旧介護予防通所介護相当サービスに相当するサービスは含まない。以下同じ。)及びその他の生活支援サービスの量の見込みを立てるとともに、その見込み量の確保に向けた具体策を記載しているか。	×	0点	
II (6)	③ 介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスやその他の生活支援サービスの開始にあたり、生活支援コーディネーターや協議体、その他地域の関係者との協議を行うとともに、開始後の実施状況の検証の機会を設けているか。	×	0点	

II	(6)	④	高齢者のニーズを踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス、その他生活支援サービスを創設しているか。	×	0点	
II	(8)	A	① 一定期間における、要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化率の状況はどのようになっているか。 ア 時点(1)の場合○% (全保険者の上位3割を評価) イ 時点(2)の場合○% (全保険者の上位5割を評価) 【ア又はイどちらかに該当すれば加点】		10点	
II	(8)	B	② 一定期間における要介護認定者の要介護認定の変化率の状況はどのようになっているか。 ア 時点(1)の場合○% (全保険者の上位3割を評価) イ 時点(2)の場合○% (全保険者の上位5割を評価) 【ア又はイどちらかに該当すれば加点】		10点	
III	(1)	①	介護給付の適正化事業の主要5事業のうち、3事業以上を実施しているか。	○	10点	該当する項目に☑して下さい。(平成30年9月末現在) ☑要介護認定の適正化 ☑ケアプラン点検 ☑住宅改修の点検 ☑医療情報との突合・縦覧点検 ☐介護給付費通知
III	(1)	②	ケアプラン点検をどの程度実施しているか。 ア ケアプラン数に対するケアプランの点検件数の割合が○%(全国平均)以上 イ ケアプラン数に対するケアプランの点検件数の割合が○%(全国平均)未満	(注) これらの指標については、厚生労働省において全国平均以上と平均未満を確定するため、市町村において回答欄への入力は不要。	0点	①ケアプラン点検数 ②ケアプラン数 ③実際の数値を記入して下さい。 ↓
III	(1)			①ケアプラン点検数		6
III	(1)			②ケアプラン数		17,284
III	(1)			③割合(①/②)%		0.0

Ⅲ (1)	③	医療情報との突合・縦覧点検を実施しているか。	○	10点	<p>該当する項目に☑して下さい。 <input type="checkbox"/>ア保険者職員が実施。 <input checked="" type="checkbox"/>イ国保連に委託。 <input type="checkbox"/>ウ保険者職員が実施及び国保連に委託。</p>	
Ⅲ (1)	④	<p>福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか。 【いずれかに該当している場合に加点】</p>			該当する項目に○をして下さい。	
Ⅲ (1)				0点	×	地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具貸与計画も合わせて点検を行う。
Ⅲ (1)				0点	×	福祉用具専門相談員による福祉用具貸与計画の作成時に、リハビリテーション専門職が点検を行う仕組みがある。
Ⅲ (1)				0点	×	貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある。
Ⅲ (1)	⑤	<p>住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか。 【いずれかに該当している場合に加点】</p>			該当する項目に○をして下さい。	
Ⅲ (1)				0点	×	被保険者から提出された住宅改修費支給申請書の市町村における審査の際に、建築専門職、リハビリテーション専門職等により点検を行う仕組みがある。
Ⅲ (1)				0点	×	住宅改修の実施前又は実施の際に、実際に改修を行う住宅をリハビリテーション専門職が訪問し、点検を行わせる仕組みがある。
Ⅲ (1)	⑥	給付実績を活用した適正化事業を実施しているか。	×	0点		

11. 多様な福祉人材の確保・育成

保険者機能強化交付金項目	指標	回答欄	配点	記載事項
Ⅲ (2) ①	必要な介護人材を確保するための具体的な取組を行っているか。	○	10点	過疎地域の介護保険サービス事業者の人材確保に係る費用の一部を補助(引越し、通勤、家賃手当の加算分を補助)(要綱平成30年4月1日施行)

計画の推進

保険者機能強化交付金項目	指標	回答欄	配点	記載事項
I ④	介護保険事業に関する現状や将来推計に基づき、2025年度に向けて、自立支援、重度化防止等に資する施策について目標及び目標を実現するための重点施策を決定しているか。	○	10点	
I ⑧	介護保険事業計画の目標が未達成であった場合に、具体的な改善策や、理由の提示と目標の見直しといった取組を講じているか。	○	10点	平成30年8月から課内ヒアを実施し、計画のPDCAを図っている。

注釈

保険者機能強化交付金項目は次のとおり。

- I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築
- II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進
 - (1) 地域密着型サービス
 - (2) 介護支援専門員・介護サービス事業所
 - (3) 地域包括支援センター
 - (4) 在宅医療・介護連携
 - (5) 認知症総合支援
 - (6) 介護予防/日常生活支援
 - (7) 生活支援体制の整備
 - (8) 要介護状態の維持・改善の状況等
- III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進
 - (1) 介護給付の適正化
 - (2) 介護人材の確保